

日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直しに関する今後の対応について

日本銀行では、2007年5月25日に「日本銀行当座預金・現金供給サービスに関する見直し策——関係者のご意見を踏まえて——」（以下「方針ペーパー」といいます。）を公表し、その中で、金融機関の現金事務を巡る最近の環境変化を踏まえた同サービスの見直し策として、以下の3つの施策についてご説明しました。

1. 取引拠点の柔軟化（日本銀行本支店による同サービスの提供先を取引先金融機関の「本店または支店」に限らずより広く認めること）
2. 現金授受事務の担い手の拡大（日本銀行との間の現金授受事務を外部委託できる先を警備輸送会社等にまで拡げること）
3. 新たな現金受払請求手段の導入（日本銀行に対する現金受払請求を日銀小切手等に替えてオンラインで行うこと）

これらのうち、上記1.の「取引拠点の柔軟化」と、上記2.の「現金授受事務の担い手の拡大」のうち戸田分館における取引に関する部分は、昨年6月より先行して実施されています。日本銀行では、その他の施策の取扱いについて引き続き検討を進めていましたが、今般、今後の対応方針を取り纏めましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 現金授受事務の担い手の拡大

上記のとおり、日本銀行では、昨年6月から、戸田分館における「現金授受事務の担い手の拡大」措置を開始しました。また、その際には、「日本銀行戸田分館における現金授受事務の委託に関する基準」（以下「委託基準」といいます。）を定め、取引先金融機関が同事務を第三者に委託する場合の条件を明確化しました。その後、同分館では、新制度を利用する先が増加しています。

日本銀行では、「方針ペーパー」において、「日本橋本店および各地の支店においても、日本銀行内での所要の準備が整い次第、新制度の利用を開始する」旨をお知らせしていましたが、戸田分館における新制度の利用状況等も踏まえて検討した結果、今般、同分館に続き、日本橋本店でも同制度の利用を開始することとしました。

今後、本年度内を目途に、日本銀行の日本橋本店との間で現金（銀行券または貨幣）の受払事務を行う取引先金融機関より、新制度の利用申込みの受け付けを開始する予定です。

具体的な申込み開始時期および新制度の利用に当たって必要となる手続等については、改めて取引先金融機関宛てに通知します。なお、日本橋本店における事務の委託についても、基本的に、「委託基準」で掲げた条件が適用されることとなります。

日本銀行支店との取引分については、日本橋取引分の運用状況等を見極めながら、2009年度以降、導入を開始する方向で検討しています。新制度を各支店にまで拡大するに当たっては、本店と支店の事務処理体制が異なっていることもあり、その見直し作業等にある程度の時間が必要となることをご理解頂きますようお願いいたします。

2. 新たな現金受払請求手段の導入

「方針ペーパー」では、「新たな現金受払請求手段の導入」に関し、多くの方から早期実現を希望するとのご意見を頂いた旨をご紹介しました。このため、日本銀行では、同ペーパーにおいて、「こうしたニーズの強さを踏まえつつ、一方で、日本銀行に生じるコスト負担等を見極めながら、本施策の実施の是非および実施する場合の制度設計について検討していく」旨をお知らせしたところです。

日本銀行では、事務・システム面等に関するこの間の検討を経て、今般、本施策を実施することとしました。現在、具体的な制度設計を進めていますが、取引先金融機関による現金の払戻請求を、日銀小切手の振出しという従来の方法に代えて、日銀ネット端末からのオンライン入力・送信により行うことを想定しています。

本施策の実施に当たっては、日本銀行のみならず、金融機関において事務処理体制の変更が必要となり得るため、まずは、日本銀行の日本橋本店取引分か

ら先行して実施する予定です。

具体的な実施時期は、日本銀行における所要のシステム開発作業や、取引形態の変更に伴う準備作業の進捗状況等を踏まえ、今後確定していくこととなります。現時点では、早ければ2009年度後半を目途に実施することを目指し、準備を進めています。

日本橋本店以外の支店取引分についても、日本橋本店取引分の運用状況を踏まえつつ実施していく予定です。もっとも、本施策の対象となり得る取引先が多数に上り、事前の準備等に相応の時間を要するため、現時点で想定している実施時期は、2010年度後半以降となる見込みです。

本施策の実施により、日本銀行から現金の供給を受けている取引先のうち、新制度導入時点で日銀ネットを利用している先は、日銀小切手の作成・呈示に代えて、オンラインにより現金の払戻請求を行うこととなります。なお、取引先の中には、日銀ネットを利用していない先（非オン先）も存在します。今後、こうしたケースへの対応も含めて新たなスキームを確定していくこととなりますが、例えば、これらの先の事情を考慮し、本施策実施後当分の間は日銀小切手の利用を可能とするなどの措置につき、引き続き検討していくこととします。

取引先金融機関の皆様には、新たな事務フローを含む本施策の詳細や具体的な実施時期、非オン先における新制度利用に向けたプロセス等につき、更に検討が進んだ段階で改めてお知らせする予定です。

以 上

本件に関するお問い合わせ先 日本銀行決済機構局 決済企画担当 03-3277-1427、03-3277-3786
--